

門邊
號1038
卷1-20



為堯愚言序

伊賀小臣堀內辟國謹上疏

在昔伊尹耕於有莘之野。而樂堯舜之道焉。湯三使往聘之。既而幡然改之。曰。與處畎畝之中。由是以樂堯舜之道。吾豈若使是君為堯舜之君哉。吾豈若使是民為堯舜之民哉。吾豈若於吾身親見之哉。即就湯而以救民。夫伊尹一老農也已。猶且不忌。使是君為堯舜之君。使是民為堯舜之民。何其忠也。今臣雖身賤祿微。顧田祿廩俸。而非伊尹耕於有莘之野者之比也。遠

之以思先人攀鱗于
神祖魚服之間。近之以感
上佚樂之日不遺小臣輿臺之恩。感斯不
知手之舞之足之蹈之。唯願使是君為堯
舜之君。使是民為堯舜之民也。已。其雖願
之。思出其位。縱思出其位。誠所以曹劌之
不忍於魯莊者也。所以曹劌之不忍於魯
莊者。魯莊能忍於曹劌為。夫魯莊中才之
君也。而猶且能忍於曹劌矣。况今
上之德言足聞聽。今
上之德言足聞聽。而臣且為肉食者之言

者。亦欲獻將餒魚而使人祭也。於是敢獻
為堯愚言五十卷也。庶幾乎使是君為堯
舜之君。使是民為堯舜之民焉。若幸使此
言備萬機之一。豈謂無補哉。臣且為之。必
欲為天下盡言者。作桑弧蒿矢而亦言從
隗始耳。嗚呼
神祖之清四海也。手提三尺劍。而崛起三
遠之間。右龍席之將。左熊羆之卒。大小百
戰。馬上得之。故其龍虎將。封為諸侯。熊羆
之士。爵為大夫。其後于今。彬、為縉紳君
子。俱稱譜代御家人。雖則俱稱譜代御家

人。當其言忠。唱義。聞若無人。無佗大臣。思
祿。小臣懼罪。豈人情哉。故今臣奮身不顧。
敢言愚忠。為天下三百諸侯。八萬騎士。欲
言忠。唱義者。作桑弧。蒿矢。而亦唯言。從隗
始。焉耳。○
文政五歲。次壬午。陽月。○

治夷五言卷之一

伊賀小臣堀内藤田謹疏
凡例

- 一 堯舜之在邈矣。後世亦く傳つた。唯二典。何より。能ふ。今。夏。昭。周。三
代。を。論。ず。獨。り。唐。虞。を。稱。す。其。の。遠。き。の。正。は。伊。平。の。時。の。如。此。を。も。つて
- 一 國の後世に邪く乎。久辛あるを。いつ。と。女。堯。舜。を。ら。ふ。也。若。伊
平。の。國。未。だ。生。ま。れ。ず。後。亦。武。周。迄。を。言。ん。と。必。ず。孔。子。也。○
○
一 堯。舜。の。行。く。夏。商。昭。揚。國。の。あ。ら。む。公。召。公。も。包。た。り。と。故。ゆ。り
と。故。ゆ。り。孔。子。を。も。つ。也。○
○
一 百。五。十。五。年。と。是。に。因。り。之。を。觀。望。し。て。其。を。唐。虞。の。禮。に。因。り。治。平。を。以。て

も又可なり者を描く論をたれたの政士の爲のめく流也

東照宮神変不測の賢勇を及い同國政法の切旨を立し置るる大政不肖な
ウ妙き一辭を發する心せき者を也

一 此君愷堯舜の君とて是式を堯舜の式とせり今 國家に急あり先王
孔子の遺典を授むり至引に論あり此の論を請ふ禮あり是を先王の爲るの
得る故に家見置るをり濟し苟堯の云は無むつるを以て 君
堯舜の稱をまむむとて一論也

一 夫政也者抑強服衆生教予在のハ抑強を爲れ然るの爲り在のハ是は痛く
抑強服衆生教予在の爲れ痛を至る才治の晁錯の禍を以ての是に以んも至
の爲りハ此に在る也 君の爲めに是を以て此に依り好民の爲り也是を
りするも是ハ尚然の理也 君に忠を以て才を以て是を以て 朝廷の臣執

至に爲るハ抑強也皆同國之身也長五士の子孫なり其臣に此を以て是也是
至るも上位に在る者も其の抑強を以て至る五士の云は此に依り是に中
至に治めり至るを以て是を以て是を以て 朝廷至るなり其を以て宰相
上た在るは治むるも至る士下た在る 國家以て是の時におく是の漢抗忠也
言の晁錯を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て
是に抑強結やゆ其素の世に居るは如く是を以て是を以て是を以て是を以て
一 是も其素の世に居るは如く是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て
是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て
上取敬を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て
是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て
是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て
是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て

朝廷にけりしは、使わさる者たる候に、御前を達せん也。然るに、たの御筆を啓
用、國に才立、至る士のふ、御けりし、く、ふ、そ、祖にも、お、く、か、く、愧、ぬ、程、け、く、り、
至、き、者、お、れ、ハ、此、御、才、を、非、を、權、ん、ふ、を、あ、つ、ゆ、五、五、の、一、月、も、け、り、ま、り、ま、り、
百、金、之、如、し、は、是、を、け、り、ま、り、天下、の、才、を、蜂、起、し、く、言、語、を、聞、き、ま、り、
あ、つ、た、ま、に、言、免、を、に、 朝廷、の、士、大、吏、に、一、人、の、才、依、り、ま、り、ま、り、
言、を、買、ふ、御、才、を、け、り、ま、り、目、出、た、御、才、に、此、也、

一 此書開卷より毎卷一丁を抜け、二百石を奉り、利を給ふ、十丁を給ふ、ま、り、
奉、り、の、利、を、取、り、一、冊、を、讀、み、ま、り、十、萬、石、金、の、利、を、得、故、に、與、利、の、説、に、似、ま、り、ま、り、
不、此、に、利、を、取、り、ま、り、平、行、く、弊、の、極、也、く、利、の、與、り、ま、り、ま、り、
本、終、り、後、途、に、途、を、附、探、に、本、に、升、り、ま、り、利、を、同、一、滿、積、せ、り、
し、む、あ、り、ま、り、ま、り、大、に、と、を、懲、り、ま、り、説、あ、り、ま、り、
御、才、を、け、り、ま、り、

此書に在る也の例也

- 一 此書を究むれば、仁者ハ、あり、竟、辭、に、上、を、得、り、ま、り、
た、り、ま、り、く、希、む、に、終、の、教、を、避、け、ま、り、
悪、鬼、を、避、る、を、興、ら、ま、り、
不、在、ま、り、
と、ま、り、
一 此書成り、有、り、秘、術、と、云、は、ま、り、
君、の、赤、也、亦、に、萬、民、た、り、ま、り、
を、毀、傷、ま、り、
た、り、ま、り、
是、御、師、の、秘、術、と、稱、ふ、

一 古書を小日本國に開くと云ハ臣等ニ女媧補天の傳伊婁諾生西の神云々
唯其地の名一地利を起一死氏を生一運と云々日本國中より其地一
しより財穀の數十分の三を奪一日本國中より其地一しより財穀の數十分の
三を奪是る日本の生利を多に開く也亦小日本國を關之征伐の事なく一
大國をばるし云ハ此記

一 凡 國家を経営する計策に上中下三策あり其の三計をばるるは
る所悉く其の中下策に出る者也其の上策をばるるは上書せん其日夜之の
隙をばるるの重器也其の中策にばるるは人皆初を棄て其後なり因る所なく
其に即ち也其の中策にばるるの策終に始りて亦時に其の上策をばるるは
三年の喪をばるる後に徳少の儀多きはく其後法饒を先よ戒め其法をばるる
其後法に徳少の序也其の臣等に中より今之 君臣共に在る有に是ら

其をばるるは上中下三策あり其の上策をばるるは上書せん其日夜之の
隙をばるるの重器也其の中策にばるるは人皆初を棄て其後なり因る所なく
其に即ち也其の中策にばるるの策終に始りて亦時に其の上策をばるるは
三年の喪をばるる後に徳少の儀多きはく其後法饒を先よ戒め其法をばるる
其後法に徳少の序也其の臣等に中より今之 君臣共に在る有に是ら

一 今 國家の制度をばるるに周の禮に彷彿するものあり夫周の政ハ聖人の創也
其後世の人一をばるるをばるるは上中下三策あり其の上策をばるるは上書せん
其日夜之の隙をばるるの重器也其の中策にばるるは人皆初を棄て其後なり
因る所なく其に即ち也其の中策にばるるの策終に始りて亦時に其の上策を
ばるるは三年の喪をばるる後に徳少の儀多きはく其後法饒を先よ戒め其法を
ばるる其後法に徳少の序也其の臣等に中より今之 君臣共に在る有に是ら

光祿

六卷

典謨第二

明德

親族

平姓

七卷

典謨第六

和邦

時雍

八卷

三事第一

士君子厚生上

九卷

三事第一

士君子厚生下

十卷

三事第二

農民厚生

十一卷

三事第三

工民厚生

十二卷

三事第四

商民厚生

十三卷

三事第五

間民厚生

十四卷

三事第六

雜戶厚生

十五卷

三事第七

逸民厚生

十六卷

三事才台十

逸民厚生下

十七卷

三事才台七

遊民厚生

十八卷

三事才台八

奴婢厚生

十九卷

三事才台九上

商民厚生上

二十卷

三事才台九下

商民厚生下

二十一卷

休戚才一

用休

二十二卷

休戚才二上

用戚上

二十三卷

休戚才二下

用戚下

二十四卷

台府才一

治水

二十五卷

六府才二上

治火上

二十六卷

台府才二中

治火中

二十七卷

台府第二下

治火下

二十八卷

台府第三

治金

二十九卷

台府第四上

治木上

三十卷

台府第四下

治木下

三十一卷

台府第五上

治土上

三十二卷

台府第五下

治土下

三十三卷

台府第六上

治穀上

三十四卷

台府第六中

治穀中

三十五卷

台府第六下

治穀下

三十六卷

更始第一

更始

三十七卷

更始第二

富国

三十八卷

更始中三 日光 中興

三十九卷

更始中四 百官

四十卷

更始中五 禮樂

四十一卷

更始中六一 練兵上 兵家無多寡論

四十二卷

更始中六二 練兵

四十三卷

更始中六三 偏伍說 伍伍說

四十四卷

更始中六四 選士 論將

四十五卷

更始中六五 戎馬 丘牛 軍糧 水草

簡器

四十六卷

更始中六六 三寸 留守 廟算

四十七卷

更始中七一 練兵下 軍糧 軍約

四十八卷

更始中七二 軍信 授城 攻守

四十九卷

更始第七三 行軍

五拾卷

更始第七四 陳營 野戰

山戰 水戰 履還

更始第八 外患

為堯愚言卷之一終

為堯愚言卷之二

典模第一

堯舜

伊賀小臣源内群國彦上疏

中華に聖王餘多在身中に孔子先王の道を祖述する時獨り堯舜より
 如免ふ所の何とたまは其徳無ふとすた聖王なるに因く也然と雖も其
 年紀遠邈行くも得たるてちり難し唯古書に二典あり其存諸子
 百家に堯舜の形をた説き其諸侯を以て信し難し故に二典を以て堯舜の
 二典の二典を以て堯舜の二典を以て堯舜の二典を以て堯舜の二典を以て
 為言ふ義也堯舜を帝の第四世を伊耆氏堯を名初の唐虞と伝う後天子の
 位に登る陶と云ふに都しあるに其後地方を以て陶唐氏を以て天子
 の才三帝聖母を慶都と云ふ兄を帝執と云ふ又聖母を兄執と云ふ

子料なる者に命しく南方故洛陽の蔵に居り使る也或は國を説くは南東の地
やしく北東の蓋地也七の東趾の北行く義科を以て之を洛陽に居りしむ
説も又通は 平秩南訛敬致 北化言夏の東南方位言の或平
叙す教を亦いひ以て其物を改に言はし義科南方化言の或平叙す者
北に民に教稱ありを申す故首をく考く也の南ををるや 日、米
星火以正仲夏 亦言長也夏の日の火は心也蒼龍宮の中日を神
中星を考ふるも七言階見ふを了是を以て仲夏の北首を西測正なる夏を
の刻漏昼長く長くする科初経くも三十五刻但三十五刻と云々の古刻刻漏
星取る科の中日を南方に出見ふを人のぬこ二刻半あり日西方に去後二刻半
あり是を人の昏と云ふの星取る日の出入なる如く北に去の星取るに海を北はり
層云子刻初半科を夜初と云ふ也亦也其方は層と云徳く七言の層を考はし此

此を獨居心虚昂の一宿を云ふ星と不同なる若くはに去後二刻半
民因鳥獸希草 用ハハす言仲夏の星取るを人の昏も此の時也
其なると因くまぐはきに田に出く耕耘一ある下此の民之能く備まはくをぬけと
なれや夏時ハ鳥獸の毛もぬけて希少なるなりかこらんとする也 命和
仲宅西曰昧谷 昧言夏也日西の言入て下夏一に昧言と云言
方故洛陽言まぐ秋ての言を考ふる也言ハ乃命是ら義科一民の中を和ひり
言仲なる言ハ初り命しと此秋ての言ハ一命しむに言と云言義科の下に解
其方の如く洛世の秋言是るなく寅饒納日平秩 西成饒遠助と
入也秋言方の位下物成就也此仲夏の物成事序し其物を助け成ると言言饒遠
助を考ふる也 宵中星虚以教仲秋 宵言夜也陽言消するの
謂言皆に楚人宵漢也其言と云秋は宵と云陽陽出に言也虚言北方の七言

為一東方或青蛇形と一西方白蛇形と皆南首行くと北尾は南方を坐る時
北方を坐或は西行くと東尾は此處勢の自経謂う一啟民隕鳥
獸醜毛 隕鳥也民皆鳥也年り時少故歲年んを坐るに因く此言たのく
雲り以て風雨寒熱物過けを欲皆要を耗く衆々に滑らうぢふ細毛の初を記羽をた生
し以て自然に冬を温め春を清く也 帝曰咨汝羲暨和菁
三百有六旬有六日以閏月定四時成歲
洛陽賡を興也考其秋也何を問るを著と一第十月一月三十日旬六十日也言
之十歲二十日三百六十日四月を隔さるると一を一年に十二を隔ると一を二
隔ると大やう一を隔るは月を隔る一一年十二月の數より以て四時を定むを定
め一歳の曆象を記し一民に付を授けしめて世を孝多食の義は和民に和らむ也二歳を
滿りて閏月を置るは初め初日八日東天より出て西に入り一日と一月六朔に蘇りて陽に

正を隔る一月と一は此八日の元正の二十日八日の元正の二十日八日の元正の二十日
のたさ三百五十四日を一に日り行一を隔る一其日三百五十四日の一なり
此種三百五十四日の一を一日に隔るを著る也此種小月を隔る一
歳十二日隔るは一月の八日一歳十二月計りて三百六十日あるに一月二十日ある
まはたお少を隔る一を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日
日隔ると古率にも也此に二歳年を二十九年二十日の日隔るは一月の八日一を隔るは
也二十九年一月の隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは
二十九年の隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは
年七閏となく十九年の間に及ばず日二百九十九日を隔るは一月の八日一を隔るは
初を隔る時に二十四日を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは
を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは一月の八日一を隔るは

可、堯、老、り、も、る、を、巧、き、る、者、を、也、驩、兜、曰、都、共、工、方、鳩、

倭、功、驩兜の王の名をせしむ官稱方、方、鳩、聚、倭、の、見、也、言、ハ、帝、の、名、を、大、く、高、の、中、

海、見、たる、者、對、て、曰、た、る、者、古、に、ある、者、を、測、り、は、人、所、在、の、所、に、た、く、能、く、事、を、立、其、

成、功、を、聚、め、見、ら、れ、何、を、帝、の、下、に、出、せ、あ、り、き、る、は、人、可、あ、ん、を、云、古、刑、を、其、の、都、を、施、

す、和、を、と、る、其、を、五、に、象、四、落、を、其、思、或、我、德、と、有、す、て、其、を、故、に、大、く、檢、勘、せ、る

昔、た、者、を、後、世、の、故、實、者、尉、も、之、に、在、り、き、る、子、の、者、を、乃、に、帝、を、之、也、帝、曰

吁、靜、言、庸、違、象、茶、滔、天、静、ハ、滔、滔、を、濤、也、象、茶、自、り、深

言、を、大、く、留、め、る、に、似、て、も、之、に、似、つ、る、を、終、り、し、む、其、は、深、く、之、を、深、く、し、む、也、

之、も、深、き、を、ん、に、茶、故、に、茶、に、以、て、之、く、之、中、深、淵、と、た、か、ず、也、と、云、て、天、に、遷、り

て、に、遷、り、し、も、俗、之、法、圖、也、と、い、ふ、や、も、人、困、り、を、ん、と、對、し、ん、帝、曰、否

四、岳、四、岳、を、即、ち、上、に、ある、三、山、の、子、四、岳、の、は、其、岳、を、言、ふ、也、四、岳、を、四

方、の、大、也、五、岳、南、側、西、華、北、恒、の、四、山、を、云、湯、湯、共、水、方、割、湯、ハ、湯、の

貞、洪、大、割、ハ、水、也、言、ハ、大、水、三、方、に、言、を、以、て、民、を、言、を、終、り、し、む、所、也、湯、ハ、

懷、山、襄、陵、浩、浩、滔、滔、天、滔、ハ、水、勢、奔、奔、を、い、は、し、萬、物、押、亂、す

り、水、勢、を、急、上、也、言、ハ、大、水、を、言、也、湯、ハ、上、也、田、也、の、田、也、ハ、湯、と、湯、と、湯、と、湯、と

下、に、を、ん、を、も、た、に、遷、り、し、む、也、下、民、其、言、有、能、俾、又、俾、ハ、使、又、ハ、

湯、也、言、ハ、大、水、也、五、岳、五、岳、を、云、水、也、五、岳、を、言、は、し、み、を、言、は、し、む、也、

僉、曰、矣、彝、哉、僉、曰、四、岳、の、言、也、曰、也、彝、ハ、宗、廟、の、名、乃、ち、高、王、の、父

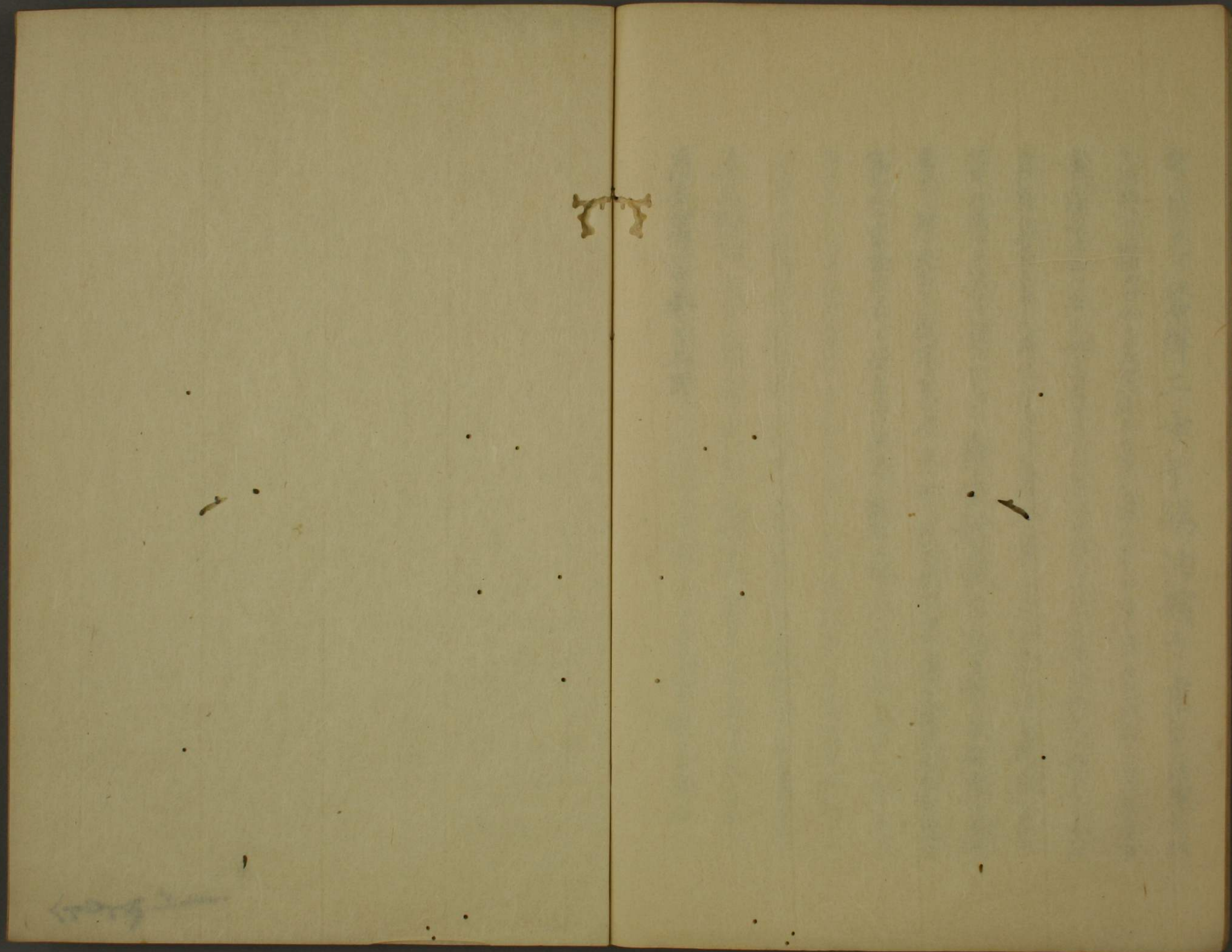
也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、

帝、曰、吁、咈、哉、方、命、正、族、帝、曰、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、

方、命、正、族、ハ、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、言、ハ、言、也、

二飛鳥若一此方由のり安た好く由に如回の志をこけりしを好りしめハ輪ち存れ
た毀敗しこちちやうん日ゆりん岳曰弄哉試可乃已弄
退やちん人秀く探に存く唯能く一もあつぬ神にちよくのそ鉄脚りんを
乃ち止りんゆ此の早と岳曰く乃のあつたに又曰岳は口と神つ
乃ち也帝曰往欽哉先を推く存のほい乃ち能く初しく往を往く世
水せ治の供む乃ちの世く其ゆにちこ好くも言ふ也九載績用弗
成 載ハ年夏に如と云高に祀と云因に年と云唐に載と云否日つをたれり製
以んそ難し云ハ歳星一太た好るにちり祀ハ四時出祀たい祀ふにちり年ハ年載一載
下あり載ハ好や下相仰向更に好るにちりや九載を推くは績用年と云存は乃
自の古ハ三載の徳を方ハ三考出ゆを懸階と云く三年目に一考を長年の功徳に
方ハ三友の九にちりし治めらつたる者な千春福を階りし出たり者た懸く此を

伯祿帝是の内案にこくは三考九年を歴し水を治るを能いんをた懸く之を果すと
ち帝曰朕在位七十載朕ハ好也其古の自好ちりし其の好
をさう好くと云くその好と云く是子今ハ唐虞たるを好く亦く今元帝魏子の位に
懸くと云く其の好く七年たは是れ男時に年八十也をく時ハ位は祥う位を
求む汝能庸命巽朕位 是ハ以也言ハ三考の長女帝命を因ゆ也
帝位のすを推り水ハはめんも言ハ岳曰否徳泰帝位 是ハ不否り身や
言ハ臣等ハ君にすく帝位に水りて長く帝位を奉めん能はずと云ふ也 曰明
明揚側陋 言は日帝福位の志を 言は日明德の人の且側陋に在る也
明者善く對ふもハ朝廷の長官位に在るを言ふ也 明者治世の正に在る也
善者下動を安國う説に 此を帝の申命と云 頌を言ふを言ふ也 竟先は帝の御也
も在る也 其善及び 善者 好くと云ふ也 故に是れ好りは言ふも 云ハ善者也



Handwritten mark or signature at the top center of the gutter.

Handwritten text at the bottom right of the right page, possibly a signature or date.

